

3.5.4 研究開発の効果的・効率的推進

研究開発を効果的・効率的に進めるためには、独立行政法人化の利点（予算執行の柔軟性・公立性）を活用する一方、他の機関・制度と連携することで優れた研究成果が実用化まで円滑につながる仕組み作りが必要である。また研究費の無駄の排除や不正行為への対応も資金配分システム全体の効果的・効率的推進のために不可欠な取り組みである。

(1) 予算執行の柔軟性・効率性の確保

独立行政法人化により予算の弾力的執行が実現し、法人の裁量を発揮することが可能となったことを受け、各法人は研究開発の効率的・効果的推進のための取り組みを進めている。

具体的には、採択課題での年度間の予算繰越、採択課題での複数年度契約、年複数回の申請受理、年度当初からの資金運用等、着実に制度整備が進んでいる。前年度からの変化に着目すると、情報通信研究機構において採択課題での複数年度契約が認められるようになった。

表 3-49 予算執行の柔軟性・効率性の確保

法人名	予算執行の柔軟性・効率性を確保する制度の有無			
	採択課題での年度間の予算繰越	採択課題での複数年度契約	課題公募における年複数回の申請受理	採択課題での年度当初からの資金使用
情報通信研究機構	1	1	1	1
科学技術振興機構	1	1	1	1
日本学術振興会	1	1	1	1
医薬基盤研究所	1	3	1	1
農業・食品産業技術総合研究機構	1	2	3	3
新エネルギー・産業技術総合開発機構	1	1	1	1
石油天然ガス・金属鉱物資源機構	1	1	3	3
	1. 制度がある 2. 現在制度はないが、今後整備予定 3. 制度はない(現時点で整備予定なし)			

採択課題での年度間の予算繰越の実績も多数見られる¹。具体例としては、「科学技術振興機構」の戦略的創造研究推進事業において採択課題の約15%が繰越を行っており、「日本学術振興会」の科学研究費補助金においては、899件（総額16億円）の繰越実績が、「医薬基盤研究所」の基礎研究推進事業委託費においては、1件の実績がそれぞれ存在する（いずれも平成19年度の実績）。

表 3-50 年度間の予算繰越に関する具体的実績

法人名	採択課題での年度間の予算繰越に関する具体的実績																									
情報通信研究機構	実績なし																									
科学技術振興機構	<ul style="list-style-type: none"> ・戦略的創造研究推進事業では、運営費交付金の範囲内において年度間繰越は可能となっており、平成19年度は約15%の研究課題で繰越実績があった。 ・他に産学共同シーズイノベーション化事業で2件、革新技術開発研究事業で2件、独創的シーズ展開事業で9件の年度間繰越の実績がある。 																									
日本学術振興会	<p>科学研究費補助金は、平成15年度から繰越明許費になっており、平成15年度から平成19年度までの繰越の実績は以下のとおりである。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">平成15年度</td> <td style="width: 20%;">繰越件数</td> <td style="width: 20%;">18件</td> <td style="width: 20%;">繰越額</td> <td style="width: 20%;">26,230千円</td> </tr> <tr> <td>平成16年度</td> <td>繰越件数</td> <td>9件</td> <td>繰越額</td> <td>23,583千円</td> </tr> <tr> <td>平成17年度</td> <td>繰越件数</td> <td>31件</td> <td>繰越額</td> <td>69,311千円</td> </tr> <tr> <td>平成18年度</td> <td>繰越件数</td> <td>414件</td> <td>繰越額</td> <td>877,357千円</td> </tr> <tr> <td>平成19年度</td> <td>繰越件数</td> <td>899件</td> <td>繰越額</td> <td>1,668,285千円</td> </tr> </table>	平成15年度	繰越件数	18件	繰越額	26,230千円	平成16年度	繰越件数	9件	繰越額	23,583千円	平成17年度	繰越件数	31件	繰越額	69,311千円	平成18年度	繰越件数	414件	繰越額	877,357千円	平成19年度	繰越件数	899件	繰越額	1,668,285千円
平成15年度	繰越件数	18件	繰越額	26,230千円																						
平成16年度	繰越件数	9件	繰越額	23,583千円																						
平成17年度	繰越件数	31件	繰越額	69,311千円																						
平成18年度	繰越件数	414件	繰越額	877,357千円																						
平成19年度	繰越件数	899件	繰越額	1,668,285千円																						
医薬基盤研究所	<p>予算繰越については、基礎研究推進事業委託費に係る歳出予算の繰越しの取扱いについて（平成17年4月1日（改訂平成19年6月8日））により運用している。平成18年度及び平成19年度に各1件予算繰越の申請があり、内容を審査したうえで承認した。</p>																									
農業・食品産業技術総合研究機構	<p>基礎的研究業務では、年度を超えた予算使用については、運営費交付金の性質上、同一の中期目標期間中であれば、年度間繰越は可能であるものの、独法化（H15.10）以降実績はない。</p>																									
新エネルギー・産業技術総合開発機構	<p>NEDOは、中期目標の期間内であれば、独立行政法人の裁量で翌年度に繰越することが可能であるという運営費交付金の特性を最大限活用し、市場や政策等の外部環境の変化やトラブルの発生等、当初の計画通りに進められないことのある研究開発プロジェクトの財源とすることで、弾力的な運営を行っている。</p> <p>予算を繰越できるNEDO研究開発プロジェクトは、ライフサイエンス、情報通信、ナノテク・材料、環境・エネルギー等の分野において、年間100件以上実施しており、1プロジェクトの期間は、概ね4～5年である。</p>																									
石油天然ガス・金属鉱物資源機構	<p>機構が必要と認めた額に限り、繰越を行っている。</p>																									

¹ なお、資金配分の性質の違いがある点、繰越実績は研究課題実施者の事情による点には注意が必要である。

また、採択課題での複数年契約に関する具体的実績例としては、「科学技術振興機構」の戦略的創造研究推進事業において499件(平成19年度の実績)の実績が挙げられる。このほか、「新エネルギー・産業技術総合開発機構」においては、運営費交付金を財源とする事業で原則として複数年契約が実施されている。

表 3-51 複数年契約に関する具体的実績

法人名	採択課題での複数年契約に関する具体的実績
情報通信研究機構	実績なし
科学技術振興機構	・戦略的創造研究推進事業では、CRESTにおいて、原則、複数年度契約を締結し、次年度に研究期間が存在する場合、研究機関において、研究費の一部を次年度に使用することを可能とし、より一層の弾力的な予算執行ができるようにしている。中期目標期間を超えない範囲で、契約期間を通した上限額等が定められている。なお、平成19年度、499件の複数年契約を締結した。
日本学術振興会	科学研究費補助金事業では、交付内定を通知する際に、翌年度以降の研究期間内の内約額を示しており、各研究機関の判断により、その研究期間内において複数年の契約を行うことは可能である。
新エネルギー・産業技術総合開発機構	第1期中期計画(対象期間:平成15～19年度)に記載しているとおり、提案公募事業(大学・公的研究機関等を対象とするもの)、中長期・ハイリスクの研究開発事業、実用化・企業化促進事業において、複数年度契約を導入している。実施者の都合による場合や事業体制の見直しを予定している場合等の特段の事情がある場合を除き、運営費交付金(平成19年度 1549億円)を財源とする事業では、原則複数年度契約を実施している。 なお、複数年度契約の契約期間は、中間評価実施年度を越えない期間とし、原則3年以内としている。
石油天然ガス・金属鉱物資源機構	当該資金配分事業においては、平成20年度より複数年度契約を可能としているため実績はない。

(注) 複数年契約制度自体がない医薬基盤研究所、農業・食品産業技術総合研究機構を除く。

また、資金配分に係るルールの実施の弾力化も進められている。「費用間流用限度額の拡大」および「経費計上における配分先研究機関のルール適用」については、科学技術振興機構、日本学術振興会、医薬基盤研究所、農業・食品産業技術総合研究機構、新エネルギー・産業技術総合開発機構の5法人が実施している。

また、先進的な取り組みとして、科学技術振興機構、日本学術振興会が、「他の経費との合算使用」を認めている。

表 3-52 資金配分に係るルールの実施の弾力化に向けた取り組み

法人名	資金配分にかかるルールの実施の弾力化		
	費用間流用限度額を拡大する	他の経費との合算使用を認める	経費計上に配分先研究機関のルールを適用する
情報通信研究機構	3	3	3
科学技術振興機構	1	1	1
日本学術振興会	1	1	1
医薬基盤研究所	1	3	1
農業・食品産業技術総合研究機構	1	3	1
新エネルギー・産業技術総合開発機構	1	3	1
石油天然ガス・金属鉱物資源機構	3	3	3
	1. 実施している 2. 現在未実施だが、今後実施予定 3. 実施していない(現時点で実施予定なし)		

それ以外に、資金配分に係るルールの実施の弾力化として特筆すべき取り組みとして、以下の事例が挙げられる。

- 他の研究費で購入した物品についても、当該研究に優先して使用する場合に限り修理費の支出を認容。(基礎研究推進事業)【医薬基盤研究所】
- 裁量労働制等の労務制度に対応するため、人件費の計上方法として、契約当初に当該研究に係る従事率を定め、その率で労務費を計上する「率専従制度」を導入。【新エネルギー・産業技術総合開発機構】

表 3-53 資金配分に係るルールの運用の弾力化に向けた具体的取り組み

法人名	貴法人内部における資金配分に係るルールの運用の弾力化に向けた取り組み
情報通信研究機構 科学技術振興機構	(記載なし) 戦略的創造研究推進事業では、研究総括(PO)が、研究領域内個々の研究課題、グループの進捗状況等を適宜把握し、研究課題、グループ間の資金配分にメリハリをつけ、予算執行の柔軟性・効率性を確保している。また、研究主監(PD)は、プログラム内個々の研究領域の進捗状況等を適宜把握し、研究領域間の資金配分にメリハリをつけ、予算執行の柔軟性・効率性を確保している。また、運営費交付金の範囲内において年度間繰越は可能となっている。費目間流用についても、当該年度における直接経費総額の30%(300万円に満たない場合は300万円)を超えないものは、JSTの事前承認を不要とする等の取り組みを行っている。
日本学術振興会	科学研究費補助金事業では、以前より、育児休業等に伴う研究の中断や年度間繰越が可能となっている。また、年度当初から年度末までフルに研究費を使用できるようにしている。 年度間繰越の積極的な活用を図るため、その手続きを判りやすく説明した資料を作成し、ホームページで公開している。また、研究者用ハンドブックにより、研究費の柔軟な使用が可能であることを研究者に周知している。さらに、費目間流用や他の経費との合算使用も一定の範囲内で認めており、平成20年度からそれらの制限をさらに緩和している。
医薬基盤研究所	基礎研究推進事業では、人件費について、従来、当研究に専従する場合に限り、その支出を認めていたが、平成20年度よりエフォートによる人件費の支出等を認めることとした。 また、雑役務費について、従来当研究で購入した備品に限り修理費の支出を認めていたが、平成20年度より他の研究費で購入した備品であっても、当研究に優先して使用する場合に限り修理費の支出を認めることとした。 希少疾病用医薬品等開発振興事業では、助成対象企業の正規職員の人件費は助成対象外であったが、当該人件費を助成対象経費に加えることを検討し、平成20年度から実施することとした。
農業・食品産業技術総合研究機構	(記載なし)
新エネルギー・産業技術総合開発機構	裁量労働制の普及といった多様化する労務制度に対応するため、研究員の人件費の計上方法として、契約当初に当該研究に係る従事率を定め、その率で労務費を計上する「率専従制度」を平成20年度から新たに導入した。これにより、研究員は勿論のこと、事業者における管理者サイドの労務管理に係る負担を軽減することができることと認識しており、特に裁量労働が徹底している大学法人等から高い評価を受けている。
石油天然ガス・金属鉱物資源機構	研究費等を含めた予算に関しては、研究費等を含めて、機構のミッションである資源開発の促進、資源備蓄、鉱害防止事業について、担当部署が年度計画を策定し、重点化などの調整を行ったうえで資金配分をしている。また、年度内においても事業の進捗に応じて、柔軟な資金配分の変更を行っている。 特に、運営費交付金については、理事長の裁量に基づいて資金配分を行っており、事業実施状況に応じて柔軟に資金配分の変更を行っている。

他機関との資金配分に係るルールの一統化に関しては、科学技術振興機構、日本学術振興会、医薬基盤研究所、新エネルギー・産業技術総合開発機構で取り組みが進められている。内閣府では、「研究資金の効果的活用に向けた勉強会」を開催しており、ルールの一統化に関する資金配分法人間での意識あわせを促進している。同勉強会への積極的な参加を表明している法人も少なくなく、今後の更なる取り組みが望まれる。

特筆すべき取り組みとしては、以下の事例が挙げられる。

- 助成対象経費の費目構成について、科学研究費補助金（日本学術振興会）の費目例に合わせて変更。（戦略的創造研究推進事業）
【科学技術振興機構】
- 内閣府主催「研究資金の効果的活用に向けた勉強会」に参加。
【科学技術振興機構、日本学術振興会、新エネルギー・産業技術総合開発機構】

表 3-54 予算執行に関するルールの一統化に向けた取り組み

法人名	他機関との資金配分に係るルールの一統化に向けた取り組み
情報通信研究機構	(記載なし)
科学技術振興機構	戦略的創造研究推進事業では、予算執行に関するルールの一統化に向け、予算費目を科研費の例にならい、物品費、旅費、謝金等及びその他の4費目とした。また、内閣府が主催する「研究資金の効果的活用に向けた勉強会」に参加し、ルールの一統化に向け、検討を進めている。
日本学術振興会	内閣府が主催する「研究資金の効果的活用に向けた勉強会」に参加し、ルールの一統化に向けた取り組み等について検討を進めている。
医薬基盤研究所	競争的資金に関するルールの一統については、他の研究費で購入した備品の修理等に係る経費やエフォートに基づく人件費の支出を認めるなど、他の競争的資金制度では実施されているにもかかわらず、基礎研究推進事業で実施されていなかったルールについては、本制度の趣旨に照らし支障がないと認められ、かつ、研究費の効率的な使用のための運用改善に資すると認められるものに関しては、逐次、その取り扱いを改善してきているところである。
農業・食品産業技術総合研究機構	(記載なし)
新エネルギー・産業技術総合開発機構	内閣府が主催する「研究資金の効果的活用に向けた勉強会」に参加し、各経費の費目名称、各費目の使用ルール、費日間流用に関する考え方等の主要なルールについて意見交換を行うことで、一統化に向けたルールの見直しに係る検討を進めている。
石油天然ガス・金属鉱物資源機構	特になし。

(2) 切れ目のない研究資金供給

イノベーション創出の観点から、第3期科学技術基本計画では「府省を越えて優れた研究成果を実用化につなぐ仕組みの構築」が求められており、具体的な取り組みとして「各研究費制度における中間評価・事後評価結果の迅速な情報発信と他制度・機関での活用」等が期待されている。また、『イノベーション25』においても、具体的な取り組みとして、「評価時期の柔軟な設定等評価の合理化」、「各制度の目的に即した適切な採択手法についての検討」が期待されている。これにより、切れ目のない研究資金供給が実現可能となり、研究開発力のいっそうの強化につながることが期待されている。

(a) 自法人内における制度間の連携

切れ目のない研究資金供給として、①法人内における研究資金供給の継続、②他配分機関へわたる研究資金供給の継続、③他配分機関からの研究資金供給の継続のそれぞれについて各法人の取り組み状況（表 3-55）を見ると、①の法人内における取り組みが、科学技術振興機構、日本学術振興会、医薬基盤研究所、新エネルギー・産業技術総合開発機構、石油天然ガス・金属鉱物資源機構の5法人で行われている。

基礎研究への配分を行う法人での取り組みは充実しており、法人の目的に合った取り組みが行われていると言える。

なお、特筆すべき取り組みとしては、以下の事例が挙げられる。

- 「研究開発資源活用型」では、応募要件として他の地域科学技術振興施策の成果であることとし、施策間での連動性を高めている。
【科学技術振興機構】
- 「科学研究費補助金事業」で研究期間の途中で実施する研究進捗評価の結果を次の審査に活かす仕組みを平成21年度公募分の審査から導入。
【日本学術振興会】
- 「基礎研究推進事業」の成果の活用が含まれる課題が「実用化研究支援事業」に応募してきた場合において「基礎研究推進事業」の評価結果等の情報提供を実施。
【医薬基盤研究所】
- 産業技術研究助成で支援した研究テーマにおいて産学連携が本格化した場合には、イノベーション実用化助成事業に柔軟に移行。
【新エネルギー・産業技術総合開発機構】

表 3-55 切れ目のない研究資金供給への取り組み状況（法人別）

法人名	切れ目のない研究資金供給への取組状況		
	法人内における研究資金供給の継続	他配分機関へわたる研究資金供給の継続	他配分機関からの研究資金供給の継続
情報通信研究機構	3	3	3
科学技術振興機構	1	2	2
日本学術振興会	1	1	3
医薬基盤研究所	1	3	3
農業・食品産業技術総合研究機構	2	2	3
新エネルギー・産業技術総合開発機構	1	3	1
石油天然ガス・金属鉱物資源機構	1	3	3
	1. 実施している 2. 現在未実施だが、今後実施予定 3. 実施していない(現時点で実施予定なし)		

表 3-56 評価結果の活用に関する取り組み状況（法人別）

法人名	評価結果の活用に関する取り組み
情報通信研究機構	(記載無し)
科学技術振興機構	中間評価結果は、研究チーム編成の見直しや資源配分に反映させるとともに、研究成果は全てホームページにて公表し他機関において利用できるよう対応を行っている。
日本学術振興会	科学研究費補助金事業では、大型の研究種目において、研究期間の最終年度の前年度(ただし、研究期間が3年の場合には最終年度)に実施する「研究進捗評価」の評価結果を次の審査に活かす仕組みを平成21年度公募分の審査から導入するなど、優れた研究課題を継続して支援することとしている。
医薬基盤研究所	医薬基盤研究所としては、ベンチャー企業を対象として保健医療の向上に役立つ医薬品や医療機器の実用化段階における開発研究を採択・実施する実用化研究支援事業も実施しており、基礎研究推進事業の成果の活用が含まれる課題が、この実用化研究支援事業に応募してきた場合などにおいては、基礎研究推進事業の評価結果等の情報提供を行うなどの連携を図っている。
農業・食品産業技術総合研究機構	(記載無し)
新エネルギー・産業技術総合開発機構	各事業で優れた成果があがった研究テーマについては、切れ目の無い研究資金が供給されるよう、NEDO内部での関係部署との緊密な連携を通じて次段階での継続的な支援を図っている。具体的には、例えば、産業技術研究助成で支援した研究テーマにおいて産学連携が本格化した場合には、イノベーション実用化助成事業に柔軟に移行するなど、制度間のシームレスな連携を図っている。 なお、研究開発期間終了のみならず、研究開発期間中においても目覚ましい成果を挙げている研究テーマについては、資金を迅速に投入する加速制度を実施し、実用化・製品化割合の向上等を図っているところである。
石油天然ガス・金属鉱物資源機構	特になし。

表 3-57 切れ目のない研究資金供給への具体的取り組み（法人別）

法人名	法人内部での切れ目のない研究資金供給の取り組み
情報通信研究機構	(記載無し)
科学技術振興機構	<p>・戦略的創造研究推進事業では、企業化開発事業間の連携をとりつつ、実用化に対する研究者の要望を聞き、適切な部署を紹介するなど、早い段階でシーズを発掘し、実用化への可能性を高めるよう取り組んでいる。また、研究成果であるシーズ候補を研究者が直接紹介するJST Innovation Bridge「JST基礎研究シーズ報告会」にて産と学との出会いの「場」を提供し、「産学共同シーズイノベーション化事業」につなげ、シームレスに成果を展開する取り組みを行っている。</p> <p>・地域イノベーション創出総合支援事業においては、シーズの発掘から企業化までのシームレスな研究開発を行うことを趣旨としており、各プログラムを終了した課題のうち、優れた成果を上げた課題については、JSTイノベーションプラザ・サテライトのコーディネータが、適当なプログラムへの応募・橋渡しを支援している。また、「研究開発資源活用型」については、応募要件として他の地域科学技術振興施策の成果であることとしており、施策間での連動性を高めている。</p>
日本学術振興会	<p>科学研究費補助金事業では、重複応募の制限の特例として、「特別推進研究」及び「基盤研究」の研究課題のうち、研究期間が4年以上のものについては、研究計画最終年度の前年度に、新たな研究課題を応募することを認めている。また、平成20年度公募分より、研究進捗評価の結果を次の審査に活かす仕組みを導入し、優れた研究課題を継続して支援することとしている。</p>
医薬基盤研究所	<p>医薬基盤研究所としては、ベンチャー企業を対象として保健医療の向上に役立つ医薬品や医療機器の実用化段階における開発研究を採択・実施する実用化研究支援事業も実施しており、基礎研究推進事業の成果が含まれる課題が、この実用化研究支援事業に応募してきた場合などにおいては、基礎研究推進事業の評価結果等の情報提供を行うなどの連携を図っている。</p>
農業・食品産業技術総合研究機構	<p>基礎研究段階における優れた成果を応用・発展させるため、基礎的研究業務の2事業を再編統合した「イノベーション創出基礎的研究推進事業」を20年度より実施。さらに、基礎研究終了後、応用・発展研究へ移行する際に研究資金が切れ目なく供給できるよう21年実施課題の公募時期を前倒しすることとしている。</p>
新エネルギー・産業技術総合開発機構	<p>NEDO内部で緊密な連携を通じ、各事業で優れた成果があがった研究テーマについては、プロジェクトや企業化・実用化促進事業などにつなげることにより、シームレスな連携を図っている。例えば、中長期・ハイリスクの研究開発事業である「次世代ロボット実用化」プロジェクト(fy16-17)や「緊急アスベスト削減実用化基盤技術開発」プロジェクト(fy18)のテーマの一部においては、更なる応用実用化研究を行うため「イノベーション推進事業」で採択し支援している。</p>
石油天然ガス・金属鉱物資源機構	<p>石油・天然ガス開発・利用促進型研究事業では、我が国企業等による天然ガス田開発を促進するための天然ガス供給チェーン全体からみた技術課題、又は石油・天然ガスの探鉱開発に関する技術課題について、「基礎～応用段階における独創的・革新的な技術課題」についての研究テーマを募集する「大型研究」、および応用～実証段階における即効性が期待され短期間での実用化が見込まれる技術課題」についての研究テーマを募集する「特別研究」の2つの事業により構成されていることより、研究ステップに応じて「大型研究」から「特別研究」へのシームレスな移行が可能となっている。</p>

(b) 法人間における連携

応用研究に対する資金配分業務を行う法人にあっては、他の法人間との連携が行われていることが望ましい場合がある。

各法人の取り組みに着目すると、先進的な取り組みとして、自法人の評価結果を他の配分機関における資金配分審査と連携させる取り組みが日本学術振興会で実施されていたり、他法人で実施されたプロジェクトの優れた成果を活用した更なる実用化研究を支援する取り組みが新エネルギー・産業技術総合開発機構で行われている¹。

具体的には、「科学技術振興機構」の戦略的創造研究推進事業と「新エネルギー・産業技術総合開発機構」のイノベーション推進事業の間で、高純度水添天然物製造技術、および、プラスチック光ファイバーに関する研究開発での連携が実現している。また、検討段階ではあるが、iPS細胞研究の支援のために、科学技術振興機構、日本学術振興会、医薬基盤研究所、新エネルギー・産業技術総合開発機構の間で連絡会が設置され、切れ目のない資金供給の実現に向けた準備がなされている。

このように、応用研究に対する資金配分業務を行う法人の中でも配分額の大きい法人における取り組みが進んでおり、応用研究における切れ目のない研究資金供給体制が構築されつつあることがわかる。

このような他機関・他制度との連携は革新的技術戦略の中で資金配分独法に強く期待される事項であり、今後、各法人の取り組みの一層の推進が期待される。併せて、内閣府による各法人間のさらなる連携体制強化が求められる。

¹ 取り組みの有無については各法人の性格の違いが反映されることに注意しなければならない。例えば、基礎研究の支援が中心的なミッションである法人では、他法人における評価結果を自法人での審査に活用することは考えにくく、他方、実用化研究の支援が中心的なミッションである法人では、自法人における評価結果を他配分機関における審査と連携させる取り組みは考えにくい。

表 3-58 切れ目のない研究資金供給に向けた他機関との連携状況（法人別）

法人名	切れ目のない研究資金供給の実現に向けた他機関との連携状況
情報通信研究機構	(記載無し)
科学技術振興機構	<p>・戦略的創造研究推進事業では、独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構と必要に応じて会合を持ち、各法人の役割を踏まえて業務を効果的に遂行するため、公募情報の交換、その他協力を行っている。また、iPS細胞研究の効率的な支援に向けて、独立行政法人日本学術振興会、独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構及び独立行政法人医薬基盤研究所と連絡会を設けており、今後、切れ目のない研究資金供給に資すると期待される。</p> <p>・産学連携推進事業では、独立行政法人間の連携を図るため、機構のユーザとなりうる総務省情報通信政策研究所、独立行政法人中小企業基盤整備機構に対し、産学連携・技術移転関連事業の紹介を行う機会を持つなどの取り組みを行っている。また独立行政法人中小企業基盤整備機構に新技術説明会の後援をしていただき、機関連携をさらに充実させている。</p> <p>・地域イノベーション創出総合支援事業においては、公募説明会等を経済産業省等と合同で実施し、各地区のブロック地域科学技術振興協議会にプラザ・サテライトの館長が出席する等、他機関と連携して事業を推進している。</p>
日本学術振興会	<p>科学研究費補助金事業では、毎年度の研究成果の概要や研究期間終了後に提出することとしている研究成果報告書の概要を国立情報学研究所のデータベースにおいて広く公開し、他の資金配分機関が自由にそれらの情報を研究資金の供給に活用することを可能としている。また、大型の研究種目については、中間・事後評価の結果を本会ホームページにおいて公表している。</p>
医薬基盤研究所	<p>本制度における研究プロジェクトが終了し、研究者から当該研究プロジェクトの結果を踏まえた今後の研究の展開について相談等があった場合には、本機関における研究助成制度の情報の他、適宜、他機関における制度の情報提供を行うなど、対応しているところ。</p>
農業・食品産業技術総合研究機構	<p>「基礎的研究業務」による研究の成果を実用化段階の技術開発事業（農林水産省：「新たな農林水産政策を推進する実用技術開発事業」）に円滑に移行させるための方策を検討している。</p>
新エネルギー・産業技術総合開発機構	<p>より効率的なプロジェクトの推進や施策の連携等を図る観点からも、省庁等の垣根を越えた連携を促進している。</p> <p>例えば、JST の戦略的創造研究推進事業(ERATO)の「小林高機能性反応場プロジェクト」や「小池フォトニクスポリマープロジェクト」の成果を活用した研究開発を、NEDOのイノベーション推進事業においてそれぞれ「新規固定化金属触媒を用いる高純度水添天然物の製造技術の開発」「高度情報ネットワーク社会を実現する『超高速・低コスト』POF(プラスチック光ファイバー)の実用化開発」として採択し、更なる実用化研究を支援している。</p>
石油天然ガス・金属鉱物資源機構	<p>特になし。</p>

(3) 研究費配分における無駄の徹底排除

第3期科学技術基本計画では「研究費配分の不合理な重複や、研究者個人の適切なエフォートを超えた研究費の過度の集中は、排除を徹底する」ことが求められている。

全ての法人が、他機関との連携による研究テーマの不合理な重複排除を実施しており、平成20年1月稼働の「府省共通研究開発管理システム (e-Rad)」への積極的な対応もみられる。

また、エフォート率を活用した研究費の過度な集中排除については6法人が既に実施しているが、残る石油天然ガス・金属鉱物資源機構においても実施を予定している。

なお、特筆すべき取り組みとして、科学技術振興機構では、「競争的資金等に係る不正防止推進委員会」を設置し、JST全体で一体的・効果的に競争的資金の不合理な重複及び過度の集中の排除や不正使用及び不正受給の防止にあたる体制を整備したことが挙げられる。

表 3-59 研究費配分における重複・集中排除、不正行為への対応

法人名	テーマの重複・資金の集中を排除するための取り組み	
	他機関との研究テーマ重複排除	エフォート率を活用した研究費の集中排除
情報通信研究機構	1	1
科学技術振興機構	1	1
日本学術振興会	1	1
医薬基盤研究所	1	1
農業・食品産業技術総合研究機構	1	1
新エネルギー・産業技術総合開発機構	1	1
石油天然ガス・金属鉱物資源機構	1	2
	1. 実施している 2. 現在未実施だが、今後実施予定 3. 実施していない(現時点で実施予定なし)	

表 3-60 研究テーマの重複や研究費の集中を排除する為の取り組み

法人名	研究テーマの不合理な重複や研究費の過度な集中を排除するための取り組み
情報通信研究機構	各省庁が管轄する競争的研究資金制度等の担当部署に対して、当制度の新規採択候補研究テーマの概要情報を提供し、他機関の研究テーマとの、研究技術内容の重複、研究担当者の重複(合計専従率100%以上という不合理の排除)の有無を確認する。また、重複が確認された場合は、当制度の該当研究テーマを採択候補研究テーマから排除する。
科学技術振興機構	機構では、競争的資金を中心とした公募型の研究資金を適正に管理し、もって事業の健全な運営を確保するため、「競争的資金等に係る不正防止推進委員会」を設置し、研究機関監査室、プログラム調整室、技術移転調査室等とも連携の上、JST全体で一体的・効果的に競争的資金の不合理な重複及び過度の集中の排除や不正使用及び不正受給の防止にあたる体制を整備した。また関係府省連絡会申し合わせに基づき、課題採択前に、制度担当課間で情報を共有化し、不合理な重複又は過度の集中の有無を確認している。また、採択決定前に他の競争的研究資金担当者と情報交換を行い、重複等の排除に努めている。今後は、「府省共通研究開発管理システム」も活用し、引き続き不合理な重複や過度の集中の排除に努めていく。
日本学術振興会	科学研究費補助金事業では、応募書類に採択もしくは応募中の他の研究課題とエフォートを記載させており、審査において活用している。また、平成19年度から、研究テーマの重複や研究費の集中排除のため、他の配分機関に対して、科学研究費補助金の審査結果を提供している。 また、平成20年1月より運用を開始した府省共通研究開発管理システム(e-Rad)に、審査結果のデータを速やかに登録することとしている。
医薬基盤研究所	重複排除については、厚生労働省を通じて、各競争的資金の配分機関との調整を行っている。また他の独立行政法人等が実施している事業の研究テーマの情報を入手し、内容を精査のうえ重複していると思われるものについて応募者より事情聴取を行う。その結果、重複していると認められるものについては採択候補から外す等の措置を執っている。またエフォート率も低くないことを確認している。更に過度の重複の排除を周知徹底する必要性から「応募要領」内に当該事項に対する考え方等を記載し、関係者への周知徹底を行っている。
農業・食品産業技術総合研究機構	他機関との重複排除については、主務省を通じて第二次審査対象課題についての重複チェックを実施。また、提案書の中で、現在応募中、あるいは実施中の研究課題については、研究者自らからも申告させるようにしており、重複の可能性がある提案については、第二次審査(ヒアリング)の際に、内容等について確認の上、重複を排除するようにしている。 また、エフォートの管理については、基礎的研究業務において、提案書あるいは研究実施計画書の中でエフォートを記載させるようにしており、集中の懸念がある場合にはその点についてヒアリング等で確認。
新エネルギー・産業技術総合開発機構	申請者に対して、「他の公的助成を受けているもの」及び「申請中のもの」を提案書に記載させる取り組みを徹底させている。また、NEDO担当部からNEDO内部及び経済産業省を通じて他府省庁・他配分機関に重複チェックや、エフォート率の活用による研究費の過度な集中の排除に既に取り組んでいるところであり、平成20年度より府省共通研究開発管理システム(e-Rad)の導入を推進しているところ。
石油天然ガス・金属鉱物資源機構	石油・天然ガス開発・利用促進型事業では、公募提案書の作成において、「他の制度からの助成等の有無」(申請中を含む)を記載させるとともに、「競争的研究資金の不合理な重複及び過度の集中の排除等に関する指針(17年9月9日)」について、公募要領に明記し、不合理な重複及び過度の集中の排除に努めている。 また平成20年度より、府省共通研究開発管理システム(e-Rad)に研究課題を登録しており、今後は同システムを有効に活用する予定。

3.5.5 類似制度・種目の整理統合、研究期間の適正化などプログラム改善に向けた取り組み

科学技術振興機構、日本学術振興会、農業・食品産業技術総合研究機構、新エネルギー・産業技術総合開発機構の4法人が類似制度・種目の整理統合を実施している。また、研究期間の延伸や研究終了時期の工夫も行われている。

《類似制度・種目の整理統合》

- 革新技術開発研究事業、人道的対地雷探知・除去技術開発推進事業、社会技術研究開発事業（計画型）の段階的廃止による競争的資金への重点化。
【科学技術振興機構】
- 「地域研究開発資源活用促進プログラム」を「重点地域研究開発推進プログラム」制度の一部に位置づけ直し、名称も同プログラムの「研究開発資源活用型」として、シームレスな制度設計とした。
【科学技術振興機構（重点地域研究開発推進プログラム）】
- 「特定領域研究」と「学術創成研究費」を発展的に見直し、「新学術領域研究」を新設。
【日本学術振興会（科学研究費補助金）】
- 基礎的研究業務の2事業を再編統合したイノベーション創出基礎的研究推進事業を実施。【農業・食品産業技術総合研究機構】
- 「産業技術実用化助成事業」「大学発事業創出実用化研究開発事業」をイノベーション推進事業として大括り化する等、4つのプロジェクトにおいて大括り化。
【新エネルギー・産業技術総合開発機構】

《研究期間の適正化などプログラム改善》

- 他制度での研究継続やポストクのポスト獲得を考慮し、研究終了時期を9月末日から年度末まで延長。
【科学技術振興機構（CRESTタイプ（チーム型研究））】
- 結果が出るまでの期間を考慮し、従来の3年型に加え5年型を平成20年度に試行。
【科学技術振興機構（さきがけ）】
- 基盤研究（A・B・C）の研究期間を2～4年から3～5年に延伸。
【科学研究費補助金】【日本学術振興会】

表 3-61 類似制度・種目の整理統合、研究期間の適正化など、プログラム改善に向けた取り組み

法人名	類似種目・プログラムの整理統合、研究期間の適正化など、プログラム改善に向けた取り組みと具体的実績
情報通信研究機構	(記載無し)
科学技術振興機構	<p>・事業運営全般について外部有識者の参画を得て、毎年度自己評価を実施し、評価結果を事業運営等に適切に反映させ、JSTにおけるPDCAサイクルを実施するとともに、国から提示される政策ニーズ、総合科学技術会議の提言や文部科学省独立行政法人評価委員会の評価等も踏まえつつ、制度の見直し、改革を継続的に行っている。具体的な取り組みとしては、平成19年度をもって人道的対人地雷探知・除去技術研究開発推進事業を廃止した。</p> <p>・戦略的創造研究推進事業におけるプログラム改善の取り組みとして、研究主監(PD)の提言、海外有識者を含む事業全体の国際評価委員会の評価結果等を受け、例えば、ICORPの発展的展開(新規募集を終了し、全プログラムで国際研究機能を強化)、CRESTの研究期間の適正化(他制度での研究継続やポスドクのポスト獲得に配慮し、研究終了時期を9月末日から年度末まで延長(平成16年度))等の見直しを行った。また、これまで、さきがけの研究期間を3年としてきたが、3年では結果を出すのが困難なテーマにも取り組むことを可能とするため、平成20年度より試行的に5年型を設けることとした。</p> <p>・地域イノベーション創出総合支援事業において、平成19年度より「地域研究開発資源活用促進プログラム」を「重点地域研究開発推進プログラム」制度の一部に位置づけ直し、名称も同プログラムの「研究開発資源活用型」として、シームレスな制度設計とした。</p>
日本学術振興会	<p>科学研究費補助金事業では、平成20年度に、既存の研究分野の枠に収まらない新興・融合領域や異分野連携などの意欲的な研究を適切に見出し支援するために、従来の「特定領域研究」と「学術創成研究費」を発展的に見直し、学術の水準・強化につながる新たな研究領域や革新的・挑戦的な学術研究の発展を促すことを目的とする研究種目として「新学術領域研究」を新設した。また、基盤研究(A・B・C)の研究期間を、従来の「2～4年間」を「3～5年間」に延伸している。</p>
医薬基盤研究所	<p>研究の進捗状況・研究の成果を確認するため、委託先研究機関から研究成果報告書の提出を求め、基礎的研究評価委員会による中間評価・年次評価の際の評価資料として活用し、これらの評価結果を踏まえ、継続研究課題について、プロジェクトの縮小・中止・見直しを実施するなどして、研究課題毎に研究期間の適正化を図っている。</p> <p>また、各研究プロジェクトについて、プロジェクトの進捗状況の報告を求めて評価を行うとともに、PO及び顧問等の関係職員により、指導・助言を行い、各研究プロジェクト毎の改善を図っている。</p>
農業・食品産業技術総合研究機構	<p>2008年度から、①農林水産省の研究資金制度としての目的、政策性を明確化しつつ、わかりやすく弾力的な運用を可能とする事業、タイプの大括り化、②イノベーションの創出、研究の着実な発展のための切れ目のない(シームレスな)制度の構築、③若手研究者の育成やベンチャー企業の育成を行う仕組みの充実の観点から基礎的研究業務の2事業を再編統合したイノベーション創出基礎的研究推進事業を実施することとした。また、基礎的研究業務の2事業については、レビューを実施するとともに、「新技術・新分野創出のための基礎的研究推進事業」については、研究終了課題の事業目的に対する貢献状況の把握・分析のための基礎資料を得るため、研究終了後5年を経過した課題を対象とした追跡調査を実施。</p>
新エネルギー・産業技術総合開発機構	<p>今後の更なるプログラム改善・高度化を図るため次のような取り組みを進めている。</p> <p>・毎年度「企業・大学インタビュー」として企業、大学へ継続してインタビューを実施し、広く現場の声を収集している。ここで得られた結果を基に、プログラム改善に向けた取り組みを行っている。</p> <p>・プロジェクトの開始前には、政府・政府関係機関、産業界、大学・学界等とともに、精力的な意見交換・協議や国内外の技術動向・研究開発動向等に関する調査結果等を踏まえて、外部有識者による事前評価や複数回のパブリックコメントの収集を行っている。これらの結果はプロジェクトの実施計画に反映させ、他機関における研究開発と重複、研究開発期間の適切性等も含めた観点から、我が国産業技術力の強化に真に貢献する研究開発対象を選定している。</p> <p>・複数のプロジェクトの共通課題の解決と情報共有を図るため、NEDO内の複数の部に属する部横断的なりエゾン担当を配置し、当該分野におけるNEDO全体としての研究開発効率の向上、成果の有効活用を強化している。</p> <p>・他機関との研究開発テーマ重複排除として、「イノベーション実用化助成事業」及び「産業</p>

	<p>技術研究助成事業」においては、同一研究者や事業者による類似テーマの応募等に関して、METIを通じ、各地方局や他省庁との重複チェックを行っている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・プロジェクト評価の結果得られた多くの教訓等を、属人的なものとするのではなく組織として蓄積し、今後のマネジメントに反映することによりPDSサイクルを強化していくため、NEDOの研究開発マネジメントのノウハウを集約したガイドラインとしてまとめ、全役職員で共有している。このガイドラインの改訂に着手するとともに、ガイドラインの積極的な活用を促進したNEDO職員の研究開発マネジメント能力向上のための研修を強化している。 ・プロジェクトの実施期間は基本計画で概ね4～5年と定めており、5年以上の場合は、概ね3年毎を目途に中間評価を実施している。これは、内部規程において定められており、プロジェクト目標達成度の把握とともに、継続・拡大・縮小・中止等、厳格に反映させ、適時適切なプロジェクトの実施に努めている。 <p>平成19年度より、下記の通りプロジェクトの大括り化による整理統合を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・イノベーション実用化助成事業(産業技術実用化助成事業と大学発事業創出実用化研究開発事業の大括り化) ・産業技術研究助成事業(産業技術研究助成事業、国際共同研究助成事業の大括り化) ・新エネルギー技術フィールドテスト事業(太陽光発電新技術等フィールドテスト事業、太陽熱高度利用システムフィールドテスト事業、地域バイオマス熱利用フィールドテスト事業の大括り化) ・新エネルギー技術研究開発(バイオマスエネルギー高効率転換技術開発、太陽エネルギー新利用システム技術研究開発事業、太陽光発電実用化加速技術開発、太陽光発電システム未来技術研究開発、太陽光発電システム共通基盤技術研究開発の大括り化)
石油天然ガス・金属鉱物資源機構	研究期間の柔軟性については、現プログラムにより十分対応可能。

3.5.6 科学技術振興のための基盤の強化

科学技術振興のためには、資金配分業務を行う上での秘密保持体制、および、公的研究費の不正使用等防止体制の基盤の強化が必要となる。

(1) 資金配分業務で知り得た研究情報等の取り扱い

資金配分業務を行う上で知り得た研究情報に関する秘密保持義務を定めた規程・方針を全ての法人が整備している(表 3-62)。資金配分業務を行う上で不可欠なものであり、全ての法人で整備されていることは評価できる。

具体的な研究情報の流出防止策としては、技術流出防止に向けた講習会の実施、情報通信機器のセキュリティの確保、外部有識者との間の秘密保持契約の締結が主なものである。特筆すべき取り組みとして以下の事例が挙げられる。

- 研究者・企業側の不利益を考慮した研究成果公表の有無の判断を実施。
【医薬基盤研究所】
- 技術情報流出防止の観点から、研究実施者に研究に関する資料を過剰に要求しないよう配慮。
【新エネルギー・産業技術総合開発機構】

表 3-62 研究情報に関する秘密保持義務規程の有無

法人名	研究情報に関する秘密保持義務規程の有無
情報通信研究機構	1
科学技術振興機構	1
日本学術振興会	1
医薬基盤研究所	1
農業・食品産業技術総合研究機構	1
新エネルギー・産業技術総合開発機構	1
石油天然ガス・金属鉱物資源機構	1
	1. 秘密保持に関する規程・方針がある 2. 現在規程・方針はないが、今後整備予定 3. 明確な規程・方針はない(現時点では実施予定なし)

表 3-63 研究情報等の流出防止を目的とした取り組み状況

法人名	研究情報等の流出防止を目的とした取り組み
情報通信研究機構	<ul style="list-style-type: none"> ・セキュリティポリシーの作成 ・職員への周知徹底 ・研究に関する情報を提供する評価委員会の委員と秘密保持契約を締結
科学技術振興機構	<p>機構では、職員に対し、「資金配分した研究に関する情報」等、職務上知ることのできた情報に関して、機構法や就業規程により秘密保持等を義務づけている。具体的には機密データについて、閲覧可能者を限定したり、施錠された書庫に保管したり、あるいは電子媒体であればパスワード設定によるセキュリティー保持を行っている。また外部有識者・専門家の委嘱契約の際にも秘密保持を義務づけている。受託者には研究契約書において、秘密保持義務を課している。</p>
日本学術振興会	<p>外部からの不正アクセスやウイルス、誤操作による情報漏えい等から守るため、振興会ネットワークを利用形態に応じて区分し、ファイアーウォールによって安全に運用できるようにするとともに、職員の各パソコンのOSアップデートを一括して実施するシステムの運用を行っている。職員に対しては、情報セキュリティ及び個人情報保護に関する講習を実施し、情報セキュリティや個人情報保護に関する知識の向上に努めている。また、情報セキュリティポリシーを策定するとともに、定期的に電子申請システムのセキュリティ監査を実施している。</p> <p>また、科学研究費補助金事業では、データの管理等を委託している業者に対して、契約書等において守秘義務を課す等、情報漏えいの防止策を講じている。</p>
医薬基盤研究所	<p>公表して差し支えない範囲で研究成果について公開する一方、公開することによる研究者や企業側の不利益を考慮し公表を差し控えるケースもある。医薬基盤研究所と配分先の契約上、相手方より開示を受け、又は知り得た技術上及び営業上の一切の情報について秘密保持の義務を双方に課している。</p> <p>また、書面評価を行う際には委員に秘密保持に関する同意書を提出してもらうことにより秘密保持の義務を課するとともに、評価終了後は評価のための資料をを全て返送してもらっている。また、面接評価についても、書面評価と同様に秘密保持に関する同意書を提出してもらい、非公開で行っている。</p>
農業・食品産業技術総合研究機構	職員は公務員と同等の守秘義務が課せられている。
新エネルギー・産業技術総合開発機構	<p>技術情報流出防止の観点から研究実施者からは研究情報に関する過剰な資料を要求しないこととし、NEDOが所有する技術情報等の秘密文書は、各部長が管理する金庫に保管するなどの対応を取っている。さらに、定期的に技術情報流出の防止に関する職員を対象とした研修を行うとともに、採択審査委員会等の外部有識者の委員に対しても、委嘱の承諾書において守秘義務を課している。</p> <p>セキュリティ強化の具体的なアクションとして、業務電子バックアップデータの外部保管、「政府機関の情報セキュリティ対策のための統一基準(第3版)」に準拠した「情報セキュリティ管理規程」及び「情報セキュリティ対策基準」を策定、情報セキュリティ対策を充実させている。</p>
石油天然ガス・金属鉱物資源機構	職員を対象とした情報セキュリティシステムに関する講習会を開催するとともに、当該資金配分事業を行っている技術センターでは、職員の居室・実験施設等への出入りを制限・管理するセキュリティシステムを導入している。

(2) 公的研究費の不正使用等防止

平成 18 年 8 月 31 日になされた総合科学技術会議決定「公的研究費の不正使用等の防止に関する取り組みについて（共通的な指針）」に基づき、各法人は、本指針に定める各項目（①ルールを整備・明確化、②効果的・効率的な検査等、③機関経理の徹底、④不正研究者の競争的資金の応募資格制限等、⑤研究機関への指導・助言、⑥研究機関へのペナルティー、⑦研究費の重複・集中の排除（府省共通システム整備）、⑧情報提供等の支援の充実）についての取り組みを行うことが求められている。

全法人とも、これらすべての事項に対する取り組みが行われている。さらに、特筆すべき取り組みとして以下の事例が挙げられる。

区分	取り組み
①ルールを整備・明確化	○ 研究者・研究機関向けのガイドライン・マニュアルを作成・配布している。【科学技術振興機構、日本学術振興会、新エネルギー・産業技術総合開発機構、石油天然ガス・金属鉱物資源機構】
②効果的・効率的な検査等	○ 適当な基準に基づくサンプリング調査（実地監査）を実施している。【科学技術振興機構、日本学術振興会、農業・食品産業技術総合研究機構】 ○ 検査体制、検査マニュアル等の整備、強化を図っている。【医薬基盤研究所、新エネルギー・産業技術総合開発機構】 ○ 研究機関監査室を設ける等、研究機関の内部統制機能の確立・拡充に向け組織を整備した。【科学技術振興機構】
⑥研究機関へのペナルティー	○ 間接経費の減額等の措置をとるペナルティ制度を導入している。【日本学術振興会】
⑧情報提供等の支援の充実	○ 研究者・研究機関を対象とした説明会を実施している。【科学技術振興機構、日本学術振興会、医薬基盤研究所、新エネルギー・産業技術総合開発機構】

表 3-64 公的研究費の不正使用等防止に向けた取り組み

法人名	情報通信研究機構	科学技術振興機構	日本学術振興会	医薬基盤研究所	農業・食品産業技術総合研究機構	新エネルギー・産業技術総合開発機構	石油天然ガス・金属鉱物資源機構
①ルールの整備・明確化	内部規程を定め、機構が配分した研究資金により行われる研究活動に係る不正行為、研究費に係る不正使用の申立て窓口を設置するとともに、公募に際しての不正に対して厳正に対処する旨を周知している。	研究代表者や研究機関の事務担当者等に対して運営ルール・事務処理要領等について説明会を実施するとともに、関係機関に事務処理要領をHPを通して配布するなど、ルールの徹底に努めている。また、公募説明会及び新規採択者説明会において「研究開発における不正対応ガイドライン」及び規則の周知を図るとともに、注意喚起を実施している。 また競争的資金を中心とした公募型の研究資金を適正に管理し、もって事業の健全な運営を確保するため、「競争的資金に係る不正防止推進委員会」を設置し、研究機関監査室、プログラム調整室、技術移転調査室等とも連携の上、JST全体で一体的・効果的に競争的資金の不合理な重複及び過度の集中の排除や不正使用及び不正受給の防止にあたる体制整備に努めている。	科学研究費補助金事業では、平成16年度に、研究者使用ルール（「補助条件」）、機関使用ルール（「科学研究費補助金の使用について各研究機関が行うべき事務等」）を明確化し、その後、毎年度改正した内容については「科研費ハンドブック」（研究者用・研究機関用）を作成し、ホームページで公開するとともに、「研究機関用」については、全ての科研費に応募することができる研究機関に配布してきている。 また、平成20年度には、より分かりやすく、大幅に見直した「研究者ハンドブック」を、交付決定時に全ての研究代表者に配付している。	従来より、基礎研究推進事業においては、研究機関との研究委託契約を締結しており、機関経理を行うことを求めている。また、平成19年度に、会計実地調査基準を改正することにより検査体制、チェックリスト等の見直しを行った。さらに、不正事案があった場合に委託研究費の返還等を行えるよう研究契約書の見直しを行った。 これらを含めたルールについて、応募要領、研究契約書等において明確化するとともに、「研究契約の締結に当たっての書類作成要領」の作成・配布、契約説明会の開催により、周知徹底を図っている。	平成16年12月に「不適正経理に係る試験研究の中止等実施要領」を制定し、その後、競争的資金の適正な執行に関する指針の改正に併せて一部改正している。	具体的な事務手続きを体系的にまとめた「委託業務事務処理マニュアル」等を始めとして、事業者向けにマニュアル等を整備し、当機構HPに掲載するとともに、事業者説明会を全国主要都市で年複数回開催し、マニュアルの配布・説明を通じて、当該ルールの周知徹底に努めている。また、ヘルプデスクを検査・業務管理部内に設置し、常時、事業者からの質問や意見等を受け付け、適宜回答を行っている。（平成19年度は年間400件程度） 更には、「NEDOポータルシステム」を構築し、従来、書面等でやり取りしていた事業者と当機構の事務処理手続きを電子的に行えるようにすることで、相互の情報共有をより密接に行えるようにするとともに、予算管理、資産管理等の機能も付与することで、研究開発に注力できる環境を整えている。	機構の職員として遵守すべきコンプライアンスに関する規程により不正行為を防止しているとともに、平成20年度上半期中に、規程の策定及び不正告発対応窓口の設置等を行う予定。また、機構の会計規程に則り、適切に研究費を管理しているとともに、今後、不正告発対応窓口の設置等を行う予定。
②効果的・効率的な検査等	「民間基盤技術研究促進制度」においては、中間経理検査及び確定経理検査を行い、委託経費の適正な経理処理の確認、確定額の決定している。「新たな通信・放送事業開拓のための先進的技術開発支援」においては、交付要綱に実地調査の実施を規定し、助成対象期間中に中間調査を、助成対象事業完了時に最終検査を、及び助成期間終了後の一定期間経過後に事後調査を行い、助成事業の適正な執行を図ることとしている。	「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）＜平成19年2月25日 文部科学大臣決定＞」の主旨・方針を踏まえ、①配分額の多い機関、②過去に不正の発生した機関、③採択課題数の多い機関、④研究配分期間が長期に亘る機関、⑤小規模な研究機関、NPO等、⑥その他に留意して、サンプリング調査等の選定基準等を作成した。それに基づき、各事業実施担当においても適正な執行に係る研究現場での実地調査を実施している。	科学研究費補助金事業では、平成16年度より、無作為に抽出した補助事業（全体の概ね10%以上）を対象に「通常監査」を行い、「通常監査」を行う研究課題のうち概ね10%以上を対象に徹底的な監査を行う「特別監査」を行うことを各研究機関に義務付けている。また、配分額の多い研究機関を中心に、機関管理を適切に行っているか、不正防止策は有効に機能しているか等、実地検査を行っている。	平成19年度に、会計実地調査基準を改正することにより、検査体制、チェックリスト等の見直しを行った。	平成16年度から委託先研究費調査数を、契約数の10%を目標に実施している。	事業者に対しては、年2回（期中、期末）の検査を原則として実施しており、特に時間的に余裕がある期中検査時には、研究実施場所での検査を極力行うとともに、適切な経理処理等が行われるよう、適宜、経理指導の徹底に努めている。 また、機構内部においては、検査体制の強化を図るために検査等を専門に行う非常勤職員の増員を行うとともに、検査マニュアルの整備、レベル別機構内研修の年複数回実施を通じて、能力向上、検査手法の標準化等に取り組んでいる。	石油・天然ガス開発・利用促進型事業では、契約時・精算時に必要な提出資料の様式、証憑類等についてのルールおよび、検査手順・額の確定方法等を定めた受託者向けのマニュアルを受託者に配布している。受託者は本マニュアルに基づき経理報告書を作成、資源機構に提出し、資源機構は本マニュアルに基づき厳正な検査・額の確定を行っている。また、必要に応じ現地検査を行うこととしている。
③機関経理の徹底	一部の制度（国際共同研究助成制度）を除き、機関経理を実施している。なお、国際共同研究助成制度についても、従来、研究チーム（個人）による経理を認めていたものを全て機関経理を行うよう見直しを検討した。	平成19年度より、公募にあたっては、募集要項等に「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（平成19年2月15日文部科学大臣決定）に基づく、研究機関における研究費の適正な運営・管理体制の整備の必要性の明記に加え、上記ガイドラインに基づく実施状況報告書の提出を求めている。	科学研究費補助金事業では、平成16年度より、各研究機関に補助金の機関管理を義務付けている。	従来より、基礎研究推進事業においては、研究機関との研究委託契約を締結しており、機関経理を行うことを求めている。	研究課題ごとに研究機関と委託契約を締結。毎年度、委託試験研究実績報告書、試験研究委託費に係る各証拠書類等の提出を研究機関の責任者（契約書に記載されている代表者）から徴求。研究機関において不適正な経理処理が行われた疑いがある場合、受託機関の長に対して、不適正な経理処理の内容に関する報告書の提出を求め、生研センターが報告に基づいて行う試験研究の中止、申請資格の制限、研究費の返還等の必要な措置については、平成16年12月に制定した「不適正経理に係る試験研究の中止等実施要領」において規定済み。	研究開発委託契約は当機構と研究機関との法人契約を原則としており、研究機関として、「経理責任者」を選任し責任を持って経理処理を行うこととしている。 また助成金等の交付等においても、例えば研究者個人が交付決定先であったとしても、原則、当該研究者が所属する研究機関に経理を委任するよう徹底している。	石油・天然ガス開発・利用促進型事業では、研究テーマ採択時の審査にあたり、機関管理が確保できているか確認し、機関管理の確保が十分ではないものの改善される余地がある場合は、機関管理が十分に確保されることを条件に契約している。特に大学・研究機関等の研究者と契約する場合には、研究者と直接契約するのではなく、当該大学・研究機関等の経理担当部署を通じて研究費用の検査・額の確定を実施している。
④不正研究者の競争的資金	当該研究費の不正使用等の重大性、悪質性等に応じ、原則として研究費の不正使用等が認定された年	「不正行為等に係る告発等の処理及び処分に関する規則」（平成20年2月27日 平成20年規則第7号）を	科学研究費補助金事業では、平成15年度以降、不正使用等を行った研究者に対し応募資格を一定期	応募要領において、不正使用を行った研究者及び偽りその他不正の手段により競争的研究資金を受	生研センターから受給している資金において不正経理及び不正受給の疑いがある場合、生研センターに	助成金等交付規程において、不正行為を行った研究者については、応募制限措置等を行う旨規定	石油・天然ガス開発・利用促進型事業では、公募要領に「競争的資金の適正な執行に関する指針」（平

の応募資格制限等	度及びその翌年度以降、研究費の不正使用の認定を受けた者については、2年以上5年以内、研究費の不正受給の認定を受けた者については5年以内の期間を定めて申請の制限をすることとしている。また、不正があった旨及び講じた措置を公表することとしている。	制定し、その規定に基づき不正研究者に対して次の①～⑥の処分を行うことができる。①被認定者に係る研究開発費の全部又は一部の執行停止②申請課題の不採択③不正行為等に該当する研究開発費の全部又は一部の返還④機構の全部又は一部の事業への申請資格停止又は参加資格の制限⑤機構が雇用した場合の給与、謝金等の全部又は一部の返還⑥前に掲げるもののほか、機構が必要と認める処分。合わせて同規則の20条において「競争的資金の適正な執行に関する指針」平成18年11月14日改正 競争的資金に関する関係府省連絡会申し合わせ」に基づき、国の行政機関及び独立行政法人（JSTを除く）が所掌する競争的資金制度に申請資格等制限を措置する情報提供体制をとっている。	間停止する措置を導入している。また、他の競争的資金等において不正使用等を行った研究者に対しては、科学研究費補助金での不正使用の有無にかかわらず、各々の制度において交付しないこととする期間と同一の期間、科学研究費補助金を交付しないこととしている。	給した研究者並びにそれらに共謀した研究者に対して、本事業への応募資格を制限できることを規定している。また、平成19年度に、不正事案については、不正の概要及び講じた措置の内容等について必要に応じて公表できることを研究契約書上規定した。	よる調査並びに研究機関からの報告を実施。不正と認められれば、当該研究者に対して研究実施の取消や一定期間（2～5年間）の応募禁止措置とともに、当該研究者の研究課題に係る試験研究に参加した同一機関の他の研究者についても応募禁止措置、また当該研究者と共同して研究を実施する他機関の研究者についても場合によって研究中止の措置を取ることにしている。	しているとともに、原則として、不正行為が行われた場合には、その概要及び措置内容を公表することとしている。	成17年9月9日競争的資金に関する関係府省連絡会申し合わせ、平成18年11月14日改正）及び「研究活動の不正行為への対応に関する指針（平成19年12月26日経済産業省策定）」を明記し、また提案者毎にヒアリング時に説明を行い、不正があった場合には、不正研究者の応募資格を制限する等、当該方針に基づき対応することを周知徹底している。
⑤研究機関への指導・助言	研究費の適正な執行の観点から、必要に応じて管理・監査の体制整備の取り組みを求め、必要な指導・助言を行う等の措置を講ずることができることとしている。	JSTでは研究機関監査室を設けるなど、研究機関の内部統制機能の確立・拡充に向け組織を整備したほか、ガイドラインの周知、実施状況の確認や所要の改善を求める処置等を文部科学省と協力しつつ実施するなど、配分機関としての必要な措置を実施している。また、プログラム調整室、技術移転調査室は競争的資金の不合理な重複・過度の集中排除のため、研究費の効果的・効率的な配分、研究費の適正化や見直しを行うなどの指導・助言を行っている。	科学研究費補助金事業では、文部科学省においては、補助金の適正な執行管理の徹底や不正使用等防止のための措置について、「科学研究費補助金の適正な執行管理の徹底について（通知）」（平成18年9月1日付18振学助第31号）等を発出し、本会においては、同通知等にあわせ研究機関用の使用ルールを改正するなど、不正使用を未然に防ぐための体制を整備するよう指導してきている。	定期的に会計調査を行い、研究機関におけるルールや管理・監査体制等の整備状況を確認し、必要な指導・助言等を行っている。	不適正な経理処理に係る試験研究の中止等について公募要領や実務マニュアル等に明記する等により研究機関への周知を図っている。	研究機関向けに「受託研究の適正な実施に向けて」というパンフレットを作成し、内部牽制の構築、経費執行に係る事務手続きルールの作成、定期的な監査の実施を呼びかけるとともに、新規事業者に対しては、別途説明会を開催し、制度の概要等について周知を図っている。また、期中検査時において、適切な経理処理等が行われるよう、適宜、経理指導に努めているところ。	石油・天然ガス開発・利用促進型事業への提案者は不特定の民間企業による共同研究体が主体であり、大学・公的研究機関等、一定の組織に属する研究者を主な募集対象としていないため、提案者に対してはヒアリング時に説明を行っているが、特定の研究組織を対象とした指導、助言は行っていない。
⑥研究機関へのペナルティー	不正使用を実施した場合は、 ・配分した資金の返還及び違約金等の支払いの請求 ・配分先の機関名を含めた事実の公表 ・応募の制限（最大5年間）のペナルティーを科すこととしている。	「不正行為等に係る告発等の処理及び処分に関する規則」（平成20年2月27日 平成20年規則第7号）の19条2項の規定に基づき、機構は、必要があるときは、研究機関等に対し、「研究活動の不正行為への対応ガイドラインについて」（平成18年8月8日 科学技術・学術審議会研究活動の不正行為に関する特別委員会報告書）、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（平成19年2月15日文部科学大臣決定。その後改正も含む。）その他競争的資金制度に係る政府の指針、申し合わせ文書等を踏まえ、必要な措置を講ずることとしている。	科学研究費補助金事業では、平成19年度より、研究機関の経理管理等についての改善の指導に対し、改善が図られない状態が継続する場合、あるいは、そのような状況下で悪質な補助金の不正使用等が発生した場合には、間接経費の減額等の措置をとるペナルティ制度を導入している。	平成19年度より、研究契約書に、研究機関は「関係省庁が定める『研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン』に基づき、必要な措置を講じなければならない」とし、研究費不正防止についての体制等について問題点がある場合は、問題点が解決するまでの間、委託費の全部または一部の支払いの停止等必要な措置を講じることができる旨規定した。	平成16年12月に「不適正経理に係る試験研究の中止等実施要領」を制定し、不適正な経理処理が確認された場合には、委託試験研究の中止及び申請資格の制限等を行うこととしている。	委託契約約款等において、不正行為を行った事業者については、不正内容の概要を公表するとともに、応募制限措置等を行う旨規定している。また、応募制限措置の期間については、内規である「補助金交付等の停止及び契約に係る指名停止等の措置に関する機構達」に基づき、事案により決定することとしている。 更には、研究機関として再発防止策を策定させ、その実施がなされているかについても確認をすることとしている。	「競争的資金の適正な執行に関する指針」（平成17年9月9日競争的資金に関する関係府省連絡会申し合わせ、平成18年11月14日改正）に基づき対応する。
⑦研究費の重複・集中の排除（府省共通システム整備）	平成20年度から、研究担当者の重複の有無については、府省共通研究開発管理システム（e-Rad）も活用して実施する予定である。	平成20年1月の府省共通研究開発システム（e-Rad）の稼働に合わせて活用し他制度との重複確認等の情報を取得している。また、研究機関監査室がJSTの管理者となり、全ての情報を把握出来ると同時に、担当者においても応募状況が把握できるようになっている。今後も新規事業の応募は全てe-Radを活用することとしている。	科学研究費補助金事業では、研究種目や審査区分の趣旨を踏まえ、重複応募・交付制限のルールを設定している。また、研究計画調書に、他の研究費の応募・受入等の状況を記載させ、審査会において確認している。さらに、本事業は競争的資金の中で最も早く審査が行われることから、他の競争的資金等との不合理な重複・過度の集中に	本事業への応募の際には、他府省を含む他の競争的研究資金等の応募・受入状況（研究事業名、研究課題名、実施期間、要求額、エフォート等）を応募書に記載させて、課題採択に当たっては、「競争的研究資金の適正な執行に関する指針」（平成18年11月14日競争的研究資金に関する関係府省連絡会申し合わせ）に基づき、応募書及び他府	不合理な重複や過度の集中が判明した場合には不採択、採択取り消し、減額配分等を行う旨を公募要領等において明示するとともに、平成20年度からはe-Radを活用した重複調査やエフォート管理等を実施予定としている。	NEDO内部では、テーマ公募型事業の応募案件について、テーマの重複を排除するために、担当部から各部へ重複チェックをする仕組みを構築している。さらに、経済産業省及び他省庁・機関（経済産業省を通じて）に対して、応募テーマ名、企業名又は研究者氏名、研究概要等の情報を提出することを通じて、同一企業又は研究者による重複や類	石油・天然ガス開発・利用促進型事業では、平成20年度よりe-Radへの研究課題の登録を実施している。

			<p>については、府省共通研究開発管理システム(e-Rad)を活用した確認が可能となるよう、e-Radへのデータの登録を進めている。</p>	<p>省からの情報等により、競争的研究資金の不合理な重複及び過度の集中が認められた場合には、研究課題の採択を見合わせる場合があることを応募要領上明記しており、厚生労働省を通じて他省庁へデータ提供を行い重複チェックを行っている。</p> <p>e-Radについては、今後、公募や不正使用防止等への取り組みにおいて活用していくこととしている。</p>		<p>似テーマの有無について相互チェックを実施。</p> <p>一部の事業では、特定研究者への過度な集中排除の観点から、応募時に研究者からエフォート率を提出させ、状況把握を行っている。</p> <p>また、内閣府による「政府研究開発データベース」及び「府省共通研究開発管理システム」に提供可能なデータを提供し参加することで、研究費の重複・集中のチェックシステムの構築を推進している。</p>	
⑧情報提供等の支援の充実	<p>公募に際しての説明会において、不正に対しては厳正に対処する旨及び機構において定めた内部規程について周知徹底を図っている。</p> <p>また、助成金の不正使用が行われた場合、外部研究機関へ不正使用等概要を提供するとともに、その内容を公表することとしている。</p>	<p>「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」(平成19年2月15日文科科学大臣決定)を踏まえて、研究機関の内部統制機能の確立・拡充に向け、ガイドラインの周知、実施状況の確認や所要の改善を求める措置等を、文科科学省と連携し、推進するために19年4月に研究機関監査室を設置した。研究機関監査室ではガイドラインの実施状況報告書の提出を求める等、関係機関への周知に努めている。また、研究代表者や研究機関の事務担当者に対して運営ルール・事務処理要領等について説明会を実施するとともに、関係機関に事務処理要領をHPを通して配布するなど、ルールの徹底に努めている。</p>	<p>科学研究費補助金事業では、本事業に関する各種説明会(平成19年度:61回実施)において、補助金の適正な執行管理や不正使用等の防止について周知の徹底を図っている。また、関連資料を本会ホームページで公開している。</p>	<p>定期的実施している会計調査を通じた指導・助言により、研究機関におけるルールや管理・監査体制等の整備等の取り組みを促すとともに、研究費不正に関するルールを始め、委託契約上のルールの整備等について、通知発出やホームページ掲載等により、迅速な情報提供を行っている。</p>	<p>農林水産省を通じ、他府省に情報提供を行っている。平成20年度からは重複調査やエフォート管理においてe-Radの活用を予定している。</p>	<p>ルール等の改善について具体的に説明を行う事業者説明会を年1回以上開催し、研究機関に対してルール等の改善内容の説明を積極的に行うとともに、競争的資金である研究開発事業において不正行為が発見された場合には、事実関係を確認した後に、速やかに関係省庁等へ情報提供を行うこととしている。</p>	<p>石油・天然ガス開発・利用促進型事業への提案者は不特定の民間企業による共同研究体が主体であり、大学・公的研究機関等、一定の組織に属する研究者を主な募集対象としていないため、特定の研究組織を対象とした情報提供等の支援は行っていない。</p>

3.6 その他

3.6.1 研究情報基盤の整備

資金配分により創出された研究成果の活用を促進するためにも、研究成果をデータベース等に登録・公開することが期待される。

資金配分独法の内、6 法人が資金配分を行った研究成果情報等に関するデータベースを整備しており（表 3-65）、データベースを整備していない農業・食品産業技術総合研究機構も研究成果のホームページ上での公開を実施している。

データベースの内容面では、情報通信研究機構、医薬基盤研究所が研究成果の活用状況を、科学技術振興機構が研究成果の全文を新たに追加している。

なお、新エネルギー・産業技術総合開発機構が公表する成果報告書データベースには、約 25,600 件の報告書が登録され、そのダウンロード数は 137,150 件（平成 19 年度実績）を数えている。また同機構の「技術戦略マップ」は 116,100 件のダウンロード実績を有している。今後はこの様な研究情報基盤の利用状況の把握が他の法人でも行われることが期待される。

なお特筆すべき取り組みとして以下の事例が挙げられる。

- 特許等について研究成果展開総合データベース（J-STORE）に掲載し公開。
【科学技術振興機構】
- 保有特許および特許公報を NEDO 特許情報提供システムに掲載し公開。
【新エネルギー・産業技術総合開発機構】

表 3-65 研究情報基盤（データベース）の整備状況

法人名	資金配分を行なった研究の成果情報等に関するデータベース整備	（整備済みの場合）データベースとして整備している情報					
		研究を実施する研究者名・所属	研究課題名	研究課題の概要	研究成果（論文、特許等）の概要	研究成果（論文、特許等）の全文	研究成果の活用状況（追跡評価の結果等）
情報通信研究機構	1	1	1	1	3	1	1
科学技術振興機構	1	1	1	1	1	1	1
日本学術振興会	1	1	1	1	1	3	3
医薬基盤研究所	1	1	1	1	1	3	1
農業・食品産業技術総合研究機構	3	—	—	—	—	—	—
新エネルギー・産業技術総合開発機構	1	1	1	1	1	1	1
石油天然ガス・金属鉱物資源機構	1	1	1	1	1	3	2
	1. 全ての配分（助成）プログラムでデータベースを整備している 2. 一部の配分（助成）プログラムでデータベースを整備している 3. データベースは整備していない	1. 整備している 2. 現在未整備だが、今後整備予定 3. 整備していない（現時点で整備予定なし）					

表 3-66 データベースの整備及び利用状況

法人名	データベースの整備及び利用状況
情報通信研究機構	「民間基盤技術研究促進制度」では、研究課題名、研究代表者名、研究概要及び研究成果報告書を、または研究課題名、研究事業者名を機構のHP上で公開している。研究成果は全文を公開している。
科学技術振興機構	<p>戦略的創造研究推進事業では、研究成果を年報や終了報告書等としてホームページ等で公開している。また、機構及び国または他の独立行政法人が運用する他の競争的資金制度からの不合理な重複及び過度の集中の排除を目的とした問い合わせに供するために、研究課題、研究者、機関等の内部用データベースを整備している。</p> <p>他事業においても、研究成果や技術情報、評価結果、成果報告会の要旨集等を、ホームページ上で公開するとともに、データベースを整備し、研究実施中及び終了後の成果管理に利用している。特許等についてはJ-STORE(研究成果展開総合データベース)に搭載し公開している。</p>
日本学術振興会	科学研究費補助金事業では、研究代表者や研究課題の情報だけでなく、各年度の研究実施状況等を、国立情報学研究所のデータベースにおいて一般公開することにより、広く情報を提供している。
医薬基盤研究所	<p>基礎研究推進事業では、平成8年から現在までに研究者から提出された様々な文書(応募書、研究計画書、研究成果報告書、評価用報告書等)についてデータベース化を行っている。なお、応募書等は秘密保持の観点から非公開としているが、総括研究代表者名、研究課題名、研究概要については、ホームページ上で公開している。</p> <p>実用化研究支援事業においては、研究を実施する企業名、課題名とその概要をホームページ上で公開している。</p> <p>希少疾病用医薬品等開発振興事業では、助成金を交付した企業、助成品目、助成期間及び交付総額をデータベースとして整備し、ホームページ上で公開している。</p>
農業・食品産業技術総合研究機構	<p>検索機能を有するデータベースとしては公開していないが、研究課題名、実施機関、課題の概要、評価等については、生研センターHP上で公開。</p> <p>また、基礎的研究業務においては、政府研究開発データベースへデータを提供。</p>
新エネルギー・産業技術総合開発機構	<ul style="list-style-type: none"> ・問11について、成果報告書の電子データをホームページ上にアップし、成果報告書の検索及びその全文ダウンロードを可能とするデータベース(約25,600冊強)を構築している。(平成19年度のダウンロード実績は、137,150件) ・NEDOの行う研究開発の位置付け等をまとめた研究分野ごとの「技術戦略マップ」を、ホームページ上で公開し、その全文をダウンロードを可能とするデータベースを構築している。(平成19年度のダウンロード実績は、116,100件) ・NEDO保有特許等の検索及び特許公報等のダウンロードが行えるNEDO特許情報提供システムを、ホームページ上に整備している。(平成19年度のアクセス件数は、17,351件) ・この他、例えば「風況マップ」、「新エネルギー関連データ集」、「石炭情報検索データベース」、「全国日射関連データマップ」、「3R技術のデータベース」、「バイオマスエネルギー導入支援データベース」、「日本型風力発電ガイドライン」等、多くのデータベースをホームページ上で公開している。
石油天然ガス・金属鉱物資源機構	<p>資金配分を行った研究委託先から入手した報告書等の成果物は、他の機構で実施した研究開発とともにデータベースに登録し、一括管理し、当機構技術センター職員の効率的な情報検索に利用。</p> <p>また外部から検索、資料貸出問い合わせに対応。平成19年度末現在、約5,000件の技術情報を登録。</p>

3.6.2 アウトリーチ活動への取り組み

(1) 社会・国民を対象としたアウトリーチ活動への支出の有無

第3期科学技術基本計画では、「研究者等と国民が互いに対話しながら、国民のニーズを研究者等が共有するための双方向コミュニケーション活動であるアウトリーチ活動」推進のため、「競争的資金制度において、アウトリーチ活動への一定規模での支出を可能にする仕組みの導入を進める」ことが求められている。

科学技術振興機構、日本学術振興会、医薬基盤研究所、農業・食品産業技術総合研究機構、新エネルギー・産業技術総合開発機構の5法人は、資金配分の際に配分先のアウトリーチ活動への支出を認めている（表 3-67）。5法人は、いずれもアウトリーチ支出の上限を設定してはいるが、その費用が資金配分の趣旨・目的と照らし合わせて妥当か否かを精査している。

表 3-67 アウトリーチ活動への支出の可否

法人名	アウトリーチ活動への支出の可否
情報通信研究機構	3
科学技術振興機構	1
日本学術振興会	1
医薬基盤研究所	1
農業・食品産業技術総合研究機構	1
新エネルギー・産業技術総合開発機構	1
石油天然ガス・金属鉱物資源機構	3
	1. アウトリーチ活動への支出を認めている 2. 現在支出を認めていないが、今後認める予定 3. 支出は認めていない(現時点で認める予定なし)

表 3-68 アウトリーチ活動として支出を認める具体的な活動内容や支出の上限等

法人名	アウトリーチ活動として支出を認める具体的な活動内容や支出規模の目安等
情報通信研究機構	(記載無し)
科学技術振興機構	<p>戦略的創造研究推進事業では、研究成果を積極的に分かりやすく紹介するために、シンポジウム開催、ビデオ作成等への支出を認めている。また、日本科学未来館での常設展示、企画展等での紹介が可能な成果についての支出も認めている。他事業においても、シンポジウムや成果報告会、研究レポートの作成・発送、展示会への出展などにかかる経費の支出を認めている。</p> <p>なお、各事業において研究費に占めるアウトリーチ活動費の上限は特に設定していない。</p>
日本学術振興会	<p>科学研究費補助金は、研究計画の遂行に必要な経費及び研究成果の取りまとめに必要な経費が対象であり、アウトリーチ活動の目的が、それに合致していれば、支出することができる。なお、金額の上限は設けていない。</p>
医薬基盤研究所	<p>各プロジェクトについて、研究者が、広く研究成果等を広報するための、シンポジウム等の経費について、認めている。</p>
農業・食品産業技術総合研究機構	<p>成果の普及に関するシンポジウム等の開催に関して、その必要性等を個別事案ごとに検討し、開催によって一般国民やエンドユーザーに対する理解の増進につながると考えられる場合には、その経費負担を認めている。</p>
新エネルギー・産業技術総合開発機構	<p>NEDOの研究開発において、その成果の普及と理解増進のため学会の参加に係る経費や、NEDOが主催する事業報告会における報告及びそれに伴う資料の作成に係る経費の支出を認めている。</p>
石油天然ガス・金属鉱物資源機構	<p>特になし。</p>

(2) 配分プログラムに対する理解増進活動の実施の有無

殆どの法人で理解増進に向けた取り組みを既に行っており、理解増進活動に関する業務をプログラムオフィサー (PO)、プログラムディレクター (PD) の職務として位置付けている (表 3-69)。

なお、特筆すべき理解増進活動の取り組みを以下に掲げる。

- 技術経営・イノベーション戦略チームの活動として、「NEDO 特別講座」「NEDO カレッジ」「MOT スーパーカレッジ」等を開講。
【新エネルギー・産業技術総合開発機構】

表 3-69 理解増進に向けた取り組みとその取り組みにおける PD、PO の位置づけ

法人名	理解増進に向けた取組	理解増進活動に関する業務のPD、POの職務としての位置付け
情報通信研究機構	1	1
科学技術振興機構	1	1
日本学術振興会	1	1
医薬基盤研究所	1	1
農業・食品産業技術総合研究機構	1	1
新エネルギー・産業技術総合開発機構	1	1
石油天然ガス・金属鉱物資源機構	2	3
	1. 理解増進活動を行っている 2. 現在理解増進活動を行っているが、今後行う予定 3. 今後行う予定はない	1. 位置づけている 2. 現在位置づけていないが、今後位置づける予定 3. 今後位置づける予定はない

表 3-70 理解増進に向けた取り組み

法人名	理解増進に向けた取り組み
情報通信研究機構	<p>機構のHPで、制度について公開しているとともに、公募説明会等を実施している。「民間基盤技術研究促進制度」では、研究成果を広くアピールするために毎年「GEATEC-JAPAN」において出展ブースを設け、デモ展示を実施している。</p> <p>また、「高齢者・障害者向け通信・放送サービス充実研究開発助成」では、国際福祉機器展において成果発表会と併せて成果のデモ展示及び当該助成金制度のパネル展示を実施し、助成金制度の役割・成果について来場者への理解増進活動に取り組んでいる。</p>
科学技術振興機構	<p>研究成果について、研究総括(PO)が主催するシンポジウムに加え、日本科学未来館との連携により、機構の事業の顕著な成果を展示する等、広く国民一般にわかりやすい形で情報発信するよう努めている。</p> <p>主な事業成果についてはホームページ上に公開するとともに、毎月JST NEWSとして研究成果を一般にわかりやすく伝えているほか、各種オンラインジャーナルを発刊している。さらに、科学技術理解増進事業として、「科学技術に関する学習の支援(次世代の科学技術を支える人材の育成)」「科学技術コミュニケーションの促進」「日本科学未来館の整備・運営」の事業を展開している。</p>
日本学術振興会	<p>科学研究費補助金事業では、平成17年度から「ひらめき☆ときめきサイエンス事業」を実施し、科研費の成果を若い人達を含む広く一般の国民に分かりやすく伝えている。なお、平成19年度は78の研究機関で112のプログラムを開催し、平成20年度は92の研究機関で162のプログラムを開催することとしている。また、最近の科研費による研究成果等を紹介した「科研費News」を作成・配布するとともに、ホームページで公開している。</p>
医薬基盤研究所	<p>平成19年12月に「彩都・医薬基盤研究所連携フォーラム」の一環として成果発表会を開催したり、ホームページにおいて保健医療分野における基礎研究推進事業や医薬品・医療機器実用化研究支援事業、希少疾病用医薬品等開発振興事業の制度や採択テーマ等を公表したりするなどにより理解増進に努めている。</p>
農業・食品産業技術総合研究機構	<p>資金配分プログラムの仕組みについては、各種イベントへの出展、事業説明会の開催、資料配付、ホームページ、メールマガジン等を通じて広報を行っている。また、研究成果については、毎年度開催している研究成果発表会、各種イベントへの出展、プレスリリース等を通じて広報を行っており、これに際しては、PD、POの専門的知識等を積極的に活用して一般の社会・国民に向けた分かり易い広報に努めているところ。</p>
新エネルギー・産業技術総合開発機構	<ul style="list-style-type: none"> ・機構のミッション、研究開発分野等を簡潔に紹介したハンディサイズのパンフレット「NEDO技術開発機構」(27,000部)を制作したほか、全事業を紹介した「NEDO技術開発機構の概要」(日本語版11,000部/英語版3,000部)を始めとし、機構全体で全106種類360,650部を制作した。 ・年4回発行した広報誌「FOCUS NEDO」は、研究現場における取材を通じて実施者の生の声を紹介するなど、紙面の構成について読み手に親しみやすさを感じてもらえるようリニューアルした。 ・ホームページは、利用者の更なる利便性の向上を目指し、サイト内検索の改修を行った。また、公募情報等のより迅速な掲載を行うため、コンテンツ管理システム(CMS)を導入した。 ・一般国民へ向けての成果発信を目的として「地球温暖化防止フォーラム」「エコプロダクツ展」等のイベントを実施した。 ・子ども向け啓発事業として、科学技術館の常設展示を継続する他、体験型イベント、ソーラーカー工作教室、親子科学教室等のイベントを開催した。また、川崎市の中学生向け理科副読本の制作に協力した。ユーザーニーズに即して国内外から技術情報等を収集し、PMの知見を活用し付加価値を高めて、年間22号の「NEDO海外レポート」を作成し、機構内外に発信した。 ・研究成果について成果の目覚ましいものについて記者発表を7回行った。 ・小学生、中学生、親子、先生などを含む一般国民に対して、機構の取り組みや研究開発の成果を分かりやすく伝えるため積極的な広報活動を実施。この結果、記事掲載及びテレビ等放映の総数は平成18年度比1割程度増加して3,865件となった。(平成18年度:3,530件)。 また、ナショナル・イノベーション・システムにおける機構の役割と責務を一層明らかにし、技術経営力の強化に関する助言に係る業務を実施するため、昨年度に設置した「技術経営・イノベーション戦略チーム」の活動を開始し、以下のような活動を実施した。 ・「NEDO特別講座」として、6講座(9拠点)で人材育成や人的交流事業を実施した。 ・「NEDOカレッジ」として、お茶の水大学の公開講座にて、機構若手職員等が講師となって、30回の講義を実施した。 ・技術経営に関する各界有識者のネットワークの構築のため、イノベーションジャパン2007においてイノベーションに関するパネルディスカッション及び技術経営力に関するセッション等を実施した。 ・日々の業務や機構プロパー職員の技術経営に関する研修により、プロジェクトマネジメント研究の推進を図るとともにマネジメント関連学会(日本知財学会、研究・技術計画学会等)で発表した。

	<ul style="list-style-type: none"> ・外部の知財専門家、経営専門家を活用した技術経営力強化に関する助言業務を実施(延べ132人の専門家を81箇所に対して延べ112回派遣)した。 ・機構職員を中心とした社会人向けの公開講座として、技術経営の有識者を講師としてイノベーションマネジメント、知的財産戦略等の講演を行う「MOTスーパーカレッジ」(10コマ×90分)を開始した。
石油天然ガス・金属 鉱物資源機構	機構のウェブサイト等をさらに活用し、制度に対しての一般の社会・国民の理解を進めていく。

3.6.3 独立行政法人制度の利点と課題

独立行政法人化の利点として、予算の弾力的執行、組織運営の戦略化が可能になったことを評価する意見が多い。

一方、課題としては複数の法人から以下の点が挙げられている。

- 人件費・一般管理費削減、および運営費交付金の一律削減。
- 中期目標期間を越える運営費交付金の年度間繰越が困難。
- 資金配分業務においてやむを得ず生ずる繰越欠損金の問題。

表 3-71 独立行政法人における制度面の利点・特徴や課題

法人名	独立行政法人における制度面の利点・特徴や、課題
情報通信研究機構	<p>機構は、独立行政法人会計基準に基づき、民間企業と同様の損益計算書及び貸借対照表を作成しているが、民間基盤技術研究促進制度のように国からの出資金を原資に民間企業に対して研究開発を委託し、その成果を基にした事業化後に収益又は売上げの一部の納付を受けることとしている場合、委託を開始してからしばらくの間、委託費用に見合う収益がないため、委託費の累計額とほぼ同額が貸借対照表上に繰越欠損金として計上される。</p> <p>同制度のように費用計上と収益計上との間に大幅な時間差があるものに企業と同様の会計基準を適用することは事業の透明性を確保する利点よりもむしろ事業性に対する過度な誤解を与える懸念のほうが大きいと考える。</p>
科学技術振興機構	<p>独立行政法人は、業務の効率性・質の向上、法人の自律的業務運営の確保、業務の透明性の確保を図る仕組みとなっており、業務運営における法人の長の裁量が拡大し、内部組織や定員についても自主的な変更・決定が可能となっている。事業運営においては、運営費交付金により柔軟で効率的な予算執行、事業推進が可能となりその範囲内において年度間繰越も可能となっている。</p> <p>なお、独立行政法人の性格上、中期目標期間を越える運営費交付金の年度間繰越ができないことから、中期目標期間の最終年度においては柔軟な執行ができないことが課題となっている。</p>
日本学術振興会	<p>第一線級の研究者の英知を導入し、独立した法人が資金配分業務を実施することにより、研究費の諸問題への迅速な対応などが可能となっている。</p> <p>人件費削減(研究者を除く)及び一般管理費削減、更には、運営費交付金の一律削減については、振興会が学術研究の振興を担う唯一の独立行政法人としての機能を十分に発揮する上での制約になっている。</p> <p>そのため、第3期科学技術基本計画などの重点課題について、基礎研究支援、若手研究者の養成について、中長期的な観点から、継続かつ安定的に十分な予算措置がなされることが不可欠である。</p> <p>特に、科研費については、振興会への配分業務の移管を計画的に進めるほか、間接経費の措置を早期に実現し、より一層の充実を図ることが不可欠である。さらには、研究成果の把握と情報発信による投資効果の国民への説明責任を果たすことが肝要であることから、このための体制の整備が急務である。</p>
医薬基盤研究所	<p>医薬基盤研究所においては、医薬品の研究開発に関するノウハウを有しており、これに基づき適切な研究課題の採択及び指導・助言を実施している。</p> <p>また、独立行政法人の制度面の利点として、運営費交付金の年度間の繰越しが可能となっている。</p>
農業・食品産業技術総合研究機構	—
新エネルギー・産業技術総合開発機構	<p>NEDOは、産業技術及びエネルギー・環境分野における政策を実現する中核的な機関として、独立行政法人制度のメリットを活かし、NEDO自らの判断により、柔軟かつ機動的な予算執行が可能となった。具体的には、主に次のような取り組みを行っている。</p> <p>①NEDOの責任の下で次年度以降の予算を担保する複数年度契約により、進捗状況に応じた研究開発予算の前倒し、後倒し等の柔軟な計画変更が可能となった。</p>

	<p>②目覚ましい成果を挙げているプロジェクトに対して資金を迅速に投入する加速制度を構築し、更なる成果を創出した。</p> <p>③国際動向や社会情勢の変化に応じて課題解決の必要性が顕在化したテーマについて、従来の国の予算要求プロセスにとらわれずに、迅速なプロジェクト立ち上げが可能となった。</p> <p>この様にマネジメントの自由度が向上したことにより、例えば、技術戦略マップや今後の運営方針の策定によって真に必要な技術開発への選択と集中、中止・加速（資金の充当）等の評価結果の確実な反映、研究成果をイノベーションに向けた次のステップへつなげるための成果普及策への取り組みといった高度な研究開発マネジメントの創出へ繋がっている。</p> <p>また、独立行政法人における制度面の課題としては、独立行政法人の態様が、NEDOを含む研究開発型独法と国の事業を国に代わって行うようなその他の類型独法など、多様であるにもかかわらず、独法全体として一括した評価管理体制を強いられており、不祥事が起こると、当該独法のみならず、独法制度全体が国民の非難を受けるという不幸な循環が起こっていることによるものが多いと認識している。これをそのまま放置すれば、国家の競争力の根源であるイノベーション創出機能が著しく衰退する恐れがあることを認識すべきである。</p> <p>具体的な課題は、以下の通り認識している。</p> <p>①研究開発予算の独法への交付金等抑制の問題</p> <p>第3期科学技術基本計画に基づき、国の科学技術予算は増傾向である一方、NEDOの予算（特に運営費交付金）は毎年抑制されている。特に厳しく運用されているいわゆる予算キャップ（特に交付金予算キャップ（前年度比でプラスにならないよう予算額を査定））の問題を放置すれば、イノベーションの主要な担い手として、研究開発独法の機能を十分に発揮できず、事業者にとって柔軟かつ効率的な研究開発資金の供給源が先細りとなる。また、こうした交付金等の抑制の中で、国の委託や補助を受けて実施する京都メカニズムクレジット取得事業や緊急性を要する新・省エネルギー導入普及事業等の遂行のために大幅な増加が必要と見込まれ、研究開発予算が圧迫されることが予想される。</p> <p>②一般管理費、人件費の総額抑制の問題</p> <p>独法は一般管理費、人件費の総額を毎年減少させることが求められているが、研究開発活動を拡大していくためにはこれらが大きな制約となっている。</p> <p>③中期目標期間をまたぐ繰り越しに関する問題</p> <p>研究開発は中期計画期間を越えて実施されているのにも関わらず、各独立行政法人の予算は期間毎に区切られて運用され、事業者による柔軟かつ効率的な研究開発事業を阻害している。本件は、制度上繰り越し可能となっているが、事実上できない。中期目標期間をまたぐ事業については、研究開発の実態に合わせて、柔軟かつ制約無く繰り越せるように改善を図るべき。</p> <p>④収益納付に関する問題</p> <p>ナショナルプロジェクトなどハイリスクの研究開発については直接的な収益が期待しにくいものの、プロジェクトの成果は製品化のみならず、税収入、雇用効果やさらなるイノベーションの創成などパブリックリターンにより国民に裨益するものであり、対価の支払いを要求できる性格のものではなく、この点について十分な理解がされていないことが問題と認識している。</p> <p>⑤繰越欠損金の問題</p> <p>20年3月末時点で、基盤技術研究促進勘定等において繰越欠損金を抱えているが、これらは制度的にやむを得ず生ずるものであり、NEDOのみでは解決し得ない問題であると認識。この認識は経済産業省独法評価委員会NEDO部会まで共有している。</p> <p>具体的には以下の通り。</p> <p>基盤技術研究促進勘定は、産業投資特別会計からNEDOが出資金を受け、それを原資として委託により研究開発を行う基盤技術研究促進事業に係る勘定であり、その成果による収益の一部を納付させる仕組み。このため、納付が行われるまでは毎年使用する研究開発費用がそのまま費用となり、欠損金と認識される。</p> <p>⑥研究開発に関する随意契約抑制の問題</p> <p>競争入札及び企画競争・公募は随意契約に含まないことについて、平成19年8月閣議決定「独立行政法人整理合理化計画の策定に係る基本方針」にて示され一応解決済みと認識しているが、いまだに一部の誤った新聞報道や会計検査院の報告書により誤解を招く記載が散見され、更なる周知徹底が必要と認識。</p>
石油天然ガス・金属	独立行政法人化により、限られた人的・物的資源を有効に活用するため、柔軟かつ

<p>鉱物資源機構</p>	<p>ラットな組織体制を確立するとともに、資金配分についても研究事業に限らず柔軟な予算配分が可能となったため、重要事業に対して重点的な予算配分が可能となった。</p> <p>他方、行政コスト削減の観点から、法人として事業の重点化、経費削減等の努力を当然すべきであるが、法人自らが努力して上げた自己収入について交付金の算定ルール上減額が行われる等、自己収入の使途が制限されているため、日々効率化に努める職員のモチベーション維持、向上につなげていない現状がある。</p> <p>研究開発能力強化法の施行により、人件費削減枠からの一部除外や自己収入の確保等改善が進められているが、単なる機械的な予算の縮小・削減ありきの議論を行うだけでなく、法人の効率化努力を独法組織あるいは職員にフィードバックさせるような議論が必要なのではないか。</p>
---------------	---